



日本消防検定協会

理事長 大江 秀敏 殿

### 平成 30 年度財務諸表及び決算報告についての監事意見

監事は、消防法第 21 条の 40 第 2 項の規定に基づき、日本消防検定協会の平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの事業年度の財務諸表及び決算報告書の監査を行い、以下のとおり意見をまとめましたので通知します。

#### 1 監査概要

- (1) 監査期日 令和元年 5 月 21 日、22 日、6 月 7 日
- (2) 監査場所 本館2階A会議室・本所試験場
- (3) 監査立会者 監理課長ほか監理課職員  
固定資産管理状況監査は関係課職員
- (4) 監査資料 平成 30 年度の事業報告書、財務諸表、決算報告書、財務諸表附属参考資料及び固定資産附属明細書

監事は、監査期日に、消防法に定める日本消防検定協会に係わる規定、日本消防検定協会の財務及び会計に関する省令及び日本消防検定協会会計規程に基づき、財務諸表及び決算報告書について監査を行いました。また、理事会の採用した会計方針及び適用方法を含めて、財務諸表及び決算報告書の表示を確認しました。

上記監査の他、監事は、会計年度中に、毎月会計帳簿及びこれに関する資料の調査を行い、また、重要な決裁書類等の閲覧を行うとともに、本所並びに虎ノ門事務所及び大阪支所において業務及び財産の状況を調査しました。

#### 2 監事意見

監査の結果、監事の意見は、次のとおりです。

- (1) 財務諸表は、日本消防検定協会の財政状態および経営成績の状況を、すべての重要な点において、正しく示しているものと認められます。
- (2) 利益金処分計算書について、違法な事項は認められません。
- (3) 決算報告書は、日本消防検定協会の平成 30 年度予算の区分に従って、決算の状況をすべての重要な点において、正しく示しているものと認められます。
- (4) 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

以上

令和元年 6 月 7 日

日本消防検定協会 監事

仲 田 忠 司

